

特定社会保険労務士 高野 裕之

TKN社労士通信

TKN 社会保険労務士事務所

連絡先: 〒154-0012 東京都世田谷区駒沢2-58-13
 電話: 03-6315-8830 FAX: 03-3795-9021
 e-mail: sharoushi-takano@support.email.ne.jp
 URL: <http://www.tkn-sr.jp>



政府が打ち出した 「震災税制特例法」の内容

◆阪神・淡路大震災以上の内容に

東日本大震災の被災者や被災企業を支援するための、いわゆる「震災税制特例法」が可決・成立しました。国・地方税を合わせて41項目の特例措置が設けられ、税金の減免や過去に納めた税金の還付などが実施されます。

1995年に発生した阪神・淡路大震災に比べて支援内容が拡充されており、地方法人税の減免や被災した自動車にかかる税金の免税・還付など、新たな特例措置は16項目に上ります。

◆企業向けの支援税制

企業向けでは、過去に納めた法人税額から、大震災による損失額に相当する額が2年間までさかのぼって還付されます。震災が発生した日から1年の間に終了する事業年度中に発生した損失が還付の対象となります。

最終的には地方自治体の条例の定めによることとなりますが、阪神・淡路大震災の際には支援税制に盛り込まれなかった地方法人税(法人事業税・法人住民税)にも減免措置が設けられます。

◆個人向けの支援税制

個人向けでは、居住が条件である住宅ローン減税を、大震災で損壊して住めなくなった住宅について適用が継続されるようになります。

所得税については阪神・淡路大震災でも同様

の措置がとられましたが、今回は住民税にも広げ軽減措置がとられます。

その他、自宅を建て替える際に親から資金の贈与を受けた場合の贈与税の減免、津波で大きな被害を受けた土地や家屋の固定資産税や都市計画税の免除などがあります。

さらに、住宅や家財の損害額を「雑損控除」として所得から差し引くことができる所得税の減税措置が前倒しで適用されます。

◆その他の内容

この他、津波などで被害を受けた自動車の買換えを支援する税負担の軽減、大震災関連の寄付を促すための優遇税制も盛り込まれています。

今後は被災者や被災企業に対する税金の減免や還付以外にも、被災地の復興を支援する税制の検討などが期待されています。

就職活動に「ツイッター」 「フェイスブック」を活用

◆約4割が「就活に活用」

就職活動において「ツイッター」や「フェイスブック」などのソーシャルメディアを活用する学生が増えているようです。

株式会社マクロミルが実施した調査(関東圏で就職活動中の大学3年生・大学院1年生 300人が対象)の結果によると、37.7%の人が「活用している」、19.0%の人が「今後活用したい」と回

答えています。

◆「ソーシャルメディア」とは？

ソーシャルメディアは、一般に、ユーザーが情報を発信することによって形成されていくメディアのことを言い、個人が発信した情報が不特定多数に広まり、ユーザー同士のつながりが広がっていくことが特徴とされています。

その代表的なものは、「ブログ」や「ツイッター」、「フェイスブック」などです。

◆ソーシャルメディアを活用する理由

上記の調査において、就職活動にソーシャルメディアを活用する理由(複数回答)として、以下の項目が挙げられています。

- (1)他人の状況が気になる(54.9%)
- (2)最新の情報がある(51.3%)
- (3)同業界を志望する学生と知り合える(41.6%)
- (4)建前ではない会社の実情がわかる(34.5%)
- (5)悩み相談やストレス解消ができる(23.9%)

◆企業が活用するケースも

また、最近では企業の人事担当者が「ツイッター」でつぶやいたり、「フェイスブック」に採用情報を掲載したりするケースもあるようです。

今後、就職活動・採用活動において、これらソーシャルメディアはますます活用されていくでしょう。

今年の新入社員は何を重視？ 理想の上司像は？

◆「良好な人間関係」を最も重視

株式会社毎日コミュニケーションズから、今年4月入社の新入社員を対象に実施した「2011年マイコミ新入社員意識調査」(984名が回答)の結果が発表されました。

この中で、「社会人として仕事をしていく上で重要だと思うこと」(複数回答)について聞いたところ、回答の上位ベスト3は次の通りでした。

- (1)良好な人間関係(69.8%)
- (2)挑戦(46.2%)
- (3)楽しさ(43.8%)

◆理想の上司は「指示・指導が的確」

上記と同じ意識調査の「理想の上司像」(複数回答)に関する質問では、次の通りの結果となりました。

- (1)指示・指導が的確である(67.8%)
- (2)よくアドバイスをくれる(47.8%)
- (3)相談に乗ってくれる(45.4%)

◆新社会人の多くは「上司に本音を語れない」

また、レジェンダ・コーポレーション株式会社では、今年4月に新社会人となった入社1年目と入社2年目の社員を対象に行った意識調査(665名が回答)の結果を発表しました。

その中で、「目上の人に対して仕事上の本音の話ができるか」を尋ねたところ、入社1年目の人のうち63.8%が「本音を語れない」(「ためらう」が57.9%、「できない」が5.9%)と回答しました。これが入社2年目の人になると57.2%に下がります。

◆20代の若者は「伝える力」が低い！？

逆に、先輩社員は20代の後輩社員をどのように見ているのでしょうか。株式会社電通では、首都圏の会社員800名を対象に「伝える力」に関するアンケート調査を行いました。

その結果によれば、30~50代の会社員のうち、52.5%の人が「新入社員をはじめ20代前半の若者の『伝える力』は低くなっている」「低くなっていると思う」および「どちらかと言えば低くなっていると思う」の合計)と回答したそうです。

パート社員から正社員への 登用の現状と今後

◆パート社員として仕事に復帰

結婚・出産などを理由に仕事を辞めて一旦家庭に入ったものの、パート社員として仕事に復帰し、その後正社員に登用されて活躍する女性が増えています。

労働力人口が減っていく中、柔軟な働き方の実現は企業の人材確保には欠かせません。

◆優秀な人材確保の一手段

パート社員の正社員登用により、優秀な人材を確保できます。その反面、正社員になると雇用調整が難しく、一般的に人件費も高まります。

そのため、登用制度を有する企業では、パート社員を正社員に登用する選考過程において能力を厳しく見極める傾向にあります。

その結果、パート社員から登用された正社員は即戦力と評価されることが多く、新卒採用と中途採用に加えて、新たな採用ルートとして確立しつつあります。

◆正社員への登用の現状

昨今は、パート社員が正社員並みに企業内で基幹的な役割を担うケースも増え、仕事内容と雇用条件との間にギャップも見られます。

2008年に「改正パートタイム労働法」が施行され、正社員と均衡のとれた待遇の確保や正社員への転換推進措置などが企業に義務付けられました。

しかし、独立行政法人「労働政策研究・研修機構」の「短時間労働者実態調査」(2010年)によると、正社員への転換推進措置をとっている企業は約5割にとどまっています。

◆結婚・子育て後のやる気を活用

パート社員のさらなる待遇改善に向けて、厚生労働省は今年2月に「今後のパートタイム労働対策に関する研究会」を立ち上げ、今夏に報告書をまとめる予定です。

すべてのパート社員が正社員への登用を望んでいるわけではありませんが、やる気と能力のあるパート社員を正社員に登用し、活躍の場を提供することは、企業にとっても様々な利点があるのではないのでしょうか。

6月の税務と労務の手続

【提出先・納付先】

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付〔郵便局または銀行〕
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>〔公共職業安定所〕
- 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合>〔労働基準監督署〕

30日

- 個人の道府県民税・市町村民税の納付<第1期分>〔郵便局または銀行〕
- 健保・厚年保険料の納付〔郵便局または銀行〕
- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出〔年金事務所〕
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出〔公共職業安定所〕

当事務所よりひと言

今月1日に所轄労働基準監督署から、一斉に各事業所へ平成23年度「労働保険料申告書」が送付されたかと思えます。

また、今月中旬には日本年金機構から「算定基礎届」のご案内が送付されてきます。

どちらも、本年は**7月11日が提出期限日です**。当事務所では、申告書や基礎届の作成、および届出代行を行っております。

なお、6月9日に世田谷年金事務所が世田谷区烏山区民会館で開催する事業所向け「算定基礎届説明会」の相談員を務めます。

また、7月には渋谷労働基準監督署にて、労働保険料申告書の受理担当として、臨時労働保険指導員を務めます。(※労働保険・社会保険諸法令に基づく手続き代行を認められているのは、社会保険労務士だけです。)

作成・届出代行を検討される事業所様は、お気軽にお問い合わせ下さい。(高野 裕之)